



# 負傷原因調査に

## ご協力をお願いします

逦仁会健康保険組合では、被保険者(本人)や被扶養者(家族)がケガをされたときに負傷原因を調査しています。

負傷された原因によっては【健康保険が使えない場合】があり、「医療費の適正化事業」の取り組みの一つとして「健康保険法第59条」に基づき行っています。

通常、医療機関で治療を受けると医師にケガの原因を聞かれますが、医療機関からの健康保険組合への請求書である「診療報酬明細書」(レセプト)には、プライバシー保護の観点からその原因が記載されません。

そこで、被保険者(本人)に照会し、負傷した本人や家族に負傷原因の調査を実施して、加害者の存在する交通事故や、工作中的のケガ(労災)または通勤途上のケガ(通勤災害)等でありながら、知らずに健康保険で治療を受けている場合には、第三者(加害者)へ医療費の返還を求めたり、労災保険に切り替えを行って給付の適正化を図っています。

### ※健康保険法第59条(文書の提出等)

保険者(逦仁会健康保険組合)は保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(被保険者(家族)を含む)に対し文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、または当該職員に質問若しくは診断されることができる。

# 健康保険が使えない場合の例

## 【1】交通事故や暴行などの第三者の行為によるケガの場合

自賠責保険や任意保険等の自動車保険、損害賠償責任保険から支払われるか、または加害者が負担することになります。

第三者の行為によりケガをし、健康保険を使用して治療した場合は、**済仁会健康保険組合**に「**第三者行為による傷病届**」を提出してください。

### <第三者行為の対象例>

- 相手のある自動車事故・同乗者のいる自損事故
- 他人からの暴力行為・他人の飼っている犬・猫等に噛まれたケガの場合
- 飲食店や仕出し料理等で食中毒になった場合



## 【2】仕事中や出張中の負傷、またはその業務に関連した負傷、通勤途上の負傷の場合

業務上(勤務中)や通勤途上に、病気・ケガ・死亡をしたときは、健康保険ではなく「**労災保険**」の適用です。

### <業務災害>

- 就業時間中に発生した病気やケガをさします。

### <業務災害となる例>

- 作業中にケガをしたとき。(作業のための準備や後片付けも含む)
- 休憩中のトイレ、飲水に行く途中のケガ
- 出張中の場合(宿泊先でのケガも含む)

### <通勤災害>

- 通勤途上とは、働くために会社と住居の間を、「合理的な経路及び方法」で往復することをいい、その間に起きた災害を通勤災害といいます

### <通勤災害となる例>

- 出勤・帰宅途中・駅の階段等で転倒したケガ
- 外勤や自宅から客先へ直行したとき



# 注意事項

- 診療報酬明細書ごとの調査のため、同一傷病により、複数の診療内容(入院・外来など)で受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書が異なり、複数の照会(回答)書が通知されることがありますのでご了承ください。
- 調査時期(照会)が、受診されてから2ヶ月～3ヶ月以降になりますので、外傷系の治療をされたときには、誠に恐縮ですが受診された日やその原因等を記録されておきますと役立つと思います。

# 協力をお願い

照会に対して虚偽の報告をしたり、照会に応じない場合は、保険給付を行わない、または該当費用を被保険者(本人)に求める等の対応を行う場合があります。

照会へのご協力を宜しくお願い致します。